

貸金庫規定の改定について

J A 湘南は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、平成27年4月1日付で貸金庫規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新规定の適用を開始しておりますが、今般、暴力団排除条項導入の徹底を契機に、県下で統一の規定が制定されました。そのため、当組合につきましても、平成28年4月1日より県下統一版の規定を適用いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。改訂内容の詳細については、以下の新旧対照表をご覧ください。

<新旧対照表>

【改正後】

貸金庫規定（手動型）
貸金庫規定（カード型）

←

【改正前】

貸金庫規定

(改正後) 貸金庫規定	(改正前) 貸金庫規定
12. (解約等) (5) 第1項から第3項の明渡しは3か月以上遅延したと(略)	12. (解約等) (5) 第1項または第2項の明渡しは6か月以上遅延したと(略)

以上